

# 歩きたばこや、ポイ捨ては やめましょう。

【きれいな島を守りましょう】

【美ら島づくり条例より】

第6条 何人も、道路、港湾、広場、公園、河川、海浜  
その他の公共の場所にみだりに空き缶等及び  
吸い殻等を投げ捨ててはならない。

第7条 村民等は、公共の場所において、歩行中  
(自転車乗車中を含む、以下同じ。) であるとき、  
又は吸い殻入れがそばに設置されていないときは、  
喫煙をしないように努めなければならない。



ネコを愛するみなさまへ

①エサのゴミや食べ物等のゴミは  
持ち帰って捨ててください。

不衛生な環境は、猫のためにもよくありません。

②猫へのエサやりは、一回で食べき  
れる量をあげてください。

地域でもエサをあげています。あげ過ぎに注意してください。

問合せ先：渡嘉敷村役場民生課 保健係 098-987-2322